

立教大学合気道会 OB 会

OB 会名簿管理規則

初版：2016 年 3 月 19 日

立教大学合気道会 OB 会

会員名簿管理規則制定について

会員名簿は立教大学合気道会 OB 会の活動の基盤となり、その詳細であり正確であることが要請されます。しかし他方、今日個人情報保護法が施行され、個人情報の保護は重要な課題となってきております。そこでいかに個人情報を管理するかが問題となっております。本会員名簿管理規則はかかる両方向からの要請に基づき作られたものです。

本規則は、会員の個人情報保護のため公開される個人情報の範囲を限定して、情報提供者である会員の利益を守りつつ、立教大学合気道会 OB 会の活動に必要な情報を確保するという意図をもって名簿作成を行い、同時に名簿の情報収集方法および使用に制約を設けると共に管理運営を正しく行うことによって、個人情報がみだりに外部に遺漏されないように注意をはらっております。

立教大学合気道会 OB 会は個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者(5000 名以上)には該当しませんが、今後は本規則に準拠して名簿の管理運営を行います。会員の皆様各自が会員名簿の趣旨に対する認識を深めていただき、情報提供にご協力を頂くことが会員名簿の充実のために必要なことと思います。

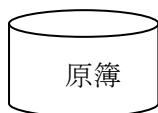
2016 年 3 月 19 日

立教大学合気道会 OB 会

会長 飯塚友行

立教大学合気道会 OB 会名簿管理規則(概要)

■名簿の種類



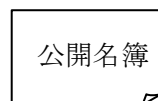
原簿

原簿：

OB会事務局のみ閲覧可

目的：事務局からの連絡、公開名簿のマスタ

項目：氏名、卒年、住所、電話（携帯/固定）、メールアドレス



公開名簿

公開名簿：

OB会員に公開（OB会限定：印刷またはパスワード付き pdf）

目的：OB相互の親睦、現役への支援

制限：名簿情報の会員外への漏洩を禁じる

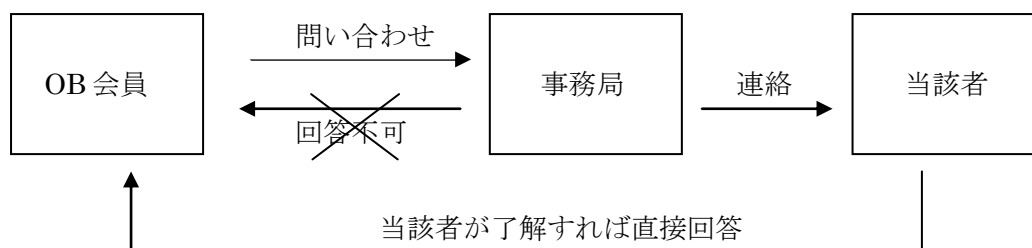
目的外利用を禁じる

複製はOB会の許可が必要（個人用途を除く）

原簿情報の中で会員申告により一部情報非公開が可能

■非公開情報の問い合わせ

非公開情報は事務局にお問い合わせ戴ければ、事務局から当該者に内容を連絡致します
但し、事務局から非公開情報を直接回答することはできませんのでご了承下さい



■情報の更新

登録情報に変更があった場合には立教大学合気道会 OB会事務局まで連絡下さい

メールアドレス **rikkyo.aikikai.ob@gmail.com**

または携帯/ショートメール：080-3219-5338（担当：山田：S61 卒：24代）

連絡時は氏名・卒年も記載下さい

立教大学合気道会 OB 会名簿管理規則

第 1 条(総則)

本規則は、立教大学合気道会 OB 会(以下本会と称す)が管理する名簿に関して定める。

第 2 条(名簿の種類)

1. 名簿とは、OB の個人情報に記載したものである。
2. 名簿は、原簿と公開名簿とする。
3. 原簿とは、本会が会員の状況把握のために必要とする情報を全て記載したものである。
4. 公開名簿とは、原簿を元に一部の項目を選択編集したものである。
5. 公開名簿は、普通名簿と部分名簿とする。
6. 普通名簿とは、公開名簿の内容を複製し、会員に提供するものである。
7. 部分名簿とは、公開名簿の内容を特定の条件で抽出し、会員に提供するものである。

第 3 条(制限)

1. 会員は、名簿によって得た情報を、会員以外のものに漏洩してはならない。
2. 会員は、名簿によって得た情報を、本会の目的(①OB 相互の親睦を図る ②現役への支援)に反する用途に使用してはならない。
3. 会員が、名簿によって得た情報を複製する場合、あらかじめ本会の承認を必要とする。ただし、複製が個人的用途である場合(個人用の住所録への転記等)は、この限りではない。

第 4 条(原簿)

1. 原簿は、事務局名簿担当(以下管理者)が、責任をもって管理する。
2. 原簿の閲覧・複製物の配布は、事務局若しくは師範およびコーチに対してのみこれを行う。
3. 原簿の管理に要する費用は、以下のものとし、本会より支出する。
 1. 調査・連絡のための費用
 2. 管理用機材(コンピュータ)に関わる費用

3. 記録媒体の費用

第5条(公開名簿)

1. 公開名簿の閲覧・配布は、会員に対してのみこれを行う。
2. 公開名簿への記載範囲は、以下の範囲を含むものとする。
 1. OB
 2. 1年以内にOBになる予定の現役
3. 公開名簿への記載内容は、以下のとおりとする。
 1. 氏名
 2. 卒業年度
 3. 住所
 4. 電話番号
 5. 電子メールアドレス
4. 本人の特別な要望がない限り、第3項に該当しない情報は記載しない。
5. 正当な事由があつて、情報の非公開を希望するOB若しくは現役は、本会に文書で告知することにより、第3項のうち任意のものを、公開名簿に記載しないことができる。
6. 本会において、本人の死亡が確認された場合は、第3項の(1)のみを記載し、その旨を補記する。
7. 本会において、本人の所在を確認できない場合には、その旨を補記する。

第6条(普通名簿)

1. 普通名簿の作成配布は、事務局会において決定する。
2. 会員は、費用の応分負担により、普通名簿の配布を受けることができる。
3. 会員の負担する費用は、以下に基づき、事務局会において決定する。
 1. 編集に関わる費用
 2. 用紙やCD-R等の媒体および製版や装丁に関わる費用
 3. 郵送料等

第7条(部分名簿)

1. 部分名簿の作成配布は、会員から請求があつた時点とする。
2. 会員は、費用の応分負担により、部分名簿の配布を受ける権利を有する。
3. 部分名簿の記載範囲は、一部の入学年度のみを指定することができる。
4. 会員の負担する費用は、以下に基づき、役員会において決定する。
 1. 編集に関わる費用

2. 通信料等
5. 部分名簿の配布は、電子メールへの添付により行う。
6. 部分名簿の配布を受けようとする会員は、以下のいずれかを専有し、かつ本会に告知する必要がある。
 1. インターネットのメールアドレス

第8条(著作権)

1. 名簿に関わる著作権は、本会に帰属するものとする。

第9条(その他)

1. 本規則の改廃は、役員会において決定する。

付則

1. 本規則は、2016年3月19日から施行する。
-

2016年2月24日事務局役員会にて起案承認

2016年3月19日OB総会にて承認

名簿情報登録方法

OB 会への情報登録は下記フォームに記載の上、事務局まで提出お願いします。

[メール] rikkyo.aikikai.ob@gmail.com

[ショートメール]080-3219-5338

[郵送]〒135-0045 東京都江東区古石場 1-9-11 山田浩史(24代)

名簿は項目毎に公開/非公開等を決めることができます。登録時に指定下さい。

[公開]印刷またはパスワード付 pdf で OB 会員限定に配布される名簿に記載
されます

[非公開]事務局・師範・コーチのみ閲覧可。配布名簿には「非公開」と掲載

[非開示]事務局にも登録しません(教えません)

現在の登録情報の確認は事務局までお問い合わせ下さい。

---ここから---

OB 会名簿情報（登録・更新）届け

私は OB 会名簿管理規則を理解し、下記の通り立教大学合気道会 OB 会へ情報登録致します。

- ・氏名（旧姓）：xxxxxxx（公開）
- ・卒業年度（xx代）：xxxx 卒（xx代）（公開）
- ・郵便番号：xxx-xxxx（公開/非公開/非開示）
- ・住所：xxxxxxxxxxxxx（公開/非公開/非開示）
- ・電話番号：xxx-xxxx-xxxx（公開/非公開/非開示）
- ・メールアドレス：xxxxxxx@xxx（公開/非公開/非開示）

---ここまで---